

第2章 元気・健やか・幸せのまちづくり (健康福祉部門)

第1節 市民が参加する福祉のまちづくり

〔施策の目的〕

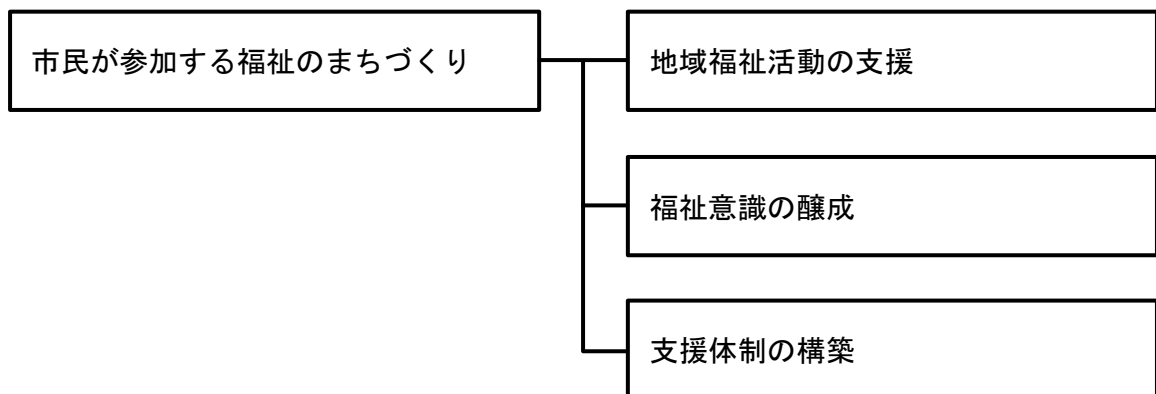
○だれもが住み慣れた地域で安心した生活を送れることをめざします。

1 現状と課題

性別や世代に関係なく社会的孤立が問題になっています。少子高齢化・家族の縮小化・コミュニティの希薄化等の複合的な問題が絡みあい、市の制度だけでは解決することが困難になってきている中、近所や地域での支え合いによる「地域力」が不可欠です。

地域活動の担い手となる人づくりや、自治会・ボランティア・NPO*など多様な主体の活性化を図りながら、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくりをめざして取り組んでいく必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 地域福祉活動の支援

- ①地域福祉の担い手や市民活動の核となる市民、自治会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア組織等の地域福祉活動を支援します。

(2) 福祉意識の醸成

- ①小・中学校の教育活動全般において、他者への理解や思いやりを育む取組みを進めます。
- ②福祉講座等を通じて福祉意識の醸成や知識の向上を図り、地域福祉の担い手を増やし、地域で支え合う力を強めます。

(3) 支援体制の構築

- ①要援護者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り体制を支援します。
- ②認知症やうつ病等の疾病を予防し、早期治療に繋げるとともに、自殺防止を図るため、疾病等に対する理解と互いの気づきによる見守り体制を推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
要援護者見守りネットワーク*の協定事業所数	事業所	57 (H27)	120

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇地域での助け合いなどについて理解を深めるとともに、身近なところから自ら何ができるかを考え、主体的に地域福祉活動に参加することに努めます。

第2節 未来を育む児童福祉の推進

〔施策の目的〕

○子どもたちが健やかに自分らしく成長できる地域社会を築きます。

1 現状と課題

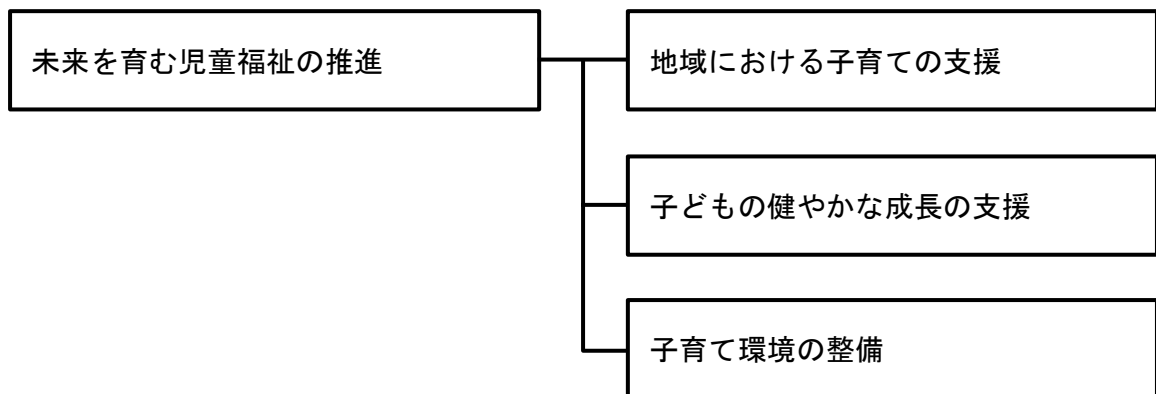
児童福祉の推進については、これまで「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、様々な事業を展開してきました。平成27年3月には、「吉川市子ども・子育て支援事業計画*」を策定し、待機児童の解消や地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいるところです。近年は、ライフスタイルの変化や働き方の多様化、美南地区における多くの子育て世帯の転入等により保育ニーズが増加しており、保育所等の施設整備の促進を図る必要があります。

また、核家族化や地域コミュニティの希薄化による子育ての孤立化、子育て不安や負担感の増、さらには児童虐待への発展も懸念されており、よりきめ細やかな子育て支援の充実が求められています。特に、妊娠期から各ライフステージにおける子育て支援を切れ目なく行っていく必要があります。

一方、地域においては、つながりの再構築を図るため、地域のボランティアによる地域寺子屋事業*等が展開されていますが、これらの活動を各地域に広げることで、社会全体で子育てを応援し、子どもを守り育てるという考え方を広げ、子どもや子育てを地域で支える気運を醸成していくことが重要です。

全国的に貧困率が高まっている中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策*への取り組みが求められています。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 地域における子育ての支援

- ①子育て支援の担い手の育成を行うとともに、地域、企業、関係機関や子育て支援団体等との子育て支援の役割分担と相互の連携を図ります。
- ②児童館を拠点とした子どもたちの体験事業等を通し、児童健全育成のための事業を推進します。
- ③地域子育ての拠点となる子育て支援センター*を整備し、市民団体と協働*で事業を展開します。
- ④妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援のためのワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センター*の整備を図ります。
- ⑤ファミリー・サポート・センター*や緊急サポートセンター*等の事業を通じて、子育ての助け合い活動を推進します。
- ⑥学童保育室の整備、地域寺子屋事業等の活用により、放課後の児童に対する支援を充実させます。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

- ①子ども医療費支給制度*により、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- ②児童手当など各種手当の支給やひとり親家庭等に対する支援等、子育てに対する経済的な支援を行うとともに、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ③児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関との連携強化を図ります。
- ④様々な児童福祉問題に対応するため、児童福祉司を配置し、児童に対する支援体制を強化するとともに、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。
- ⑤子どもの貧困対策に取り組めます。

(3) 子育て環境の整備

- ①保育所の待機児童解消に向けて、民間保育所の整備を促進します。
- ②多様な働き方に対応した子育て支援の展開を進めます。
- ③多子世帯の幼稚園・保育所の保育料等の負担の軽減を図ります。
- ④子どもを犯罪等の被害から守るため地域や警察等との連携の強化を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
児童館の利用人数	人	30,149 (H27)	31,700
子育て支援センターの利用人数	人	26,696 (H27)	28,301
保育所の待機児童数	人	30 (H28)	0

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇地域の子どもや子育て家庭への見守りや支援に努めます。

第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

〔施策の目的〕

○高齢者が安心して住み慣れた地域でいつまでも自立した生活ができることをめざします。

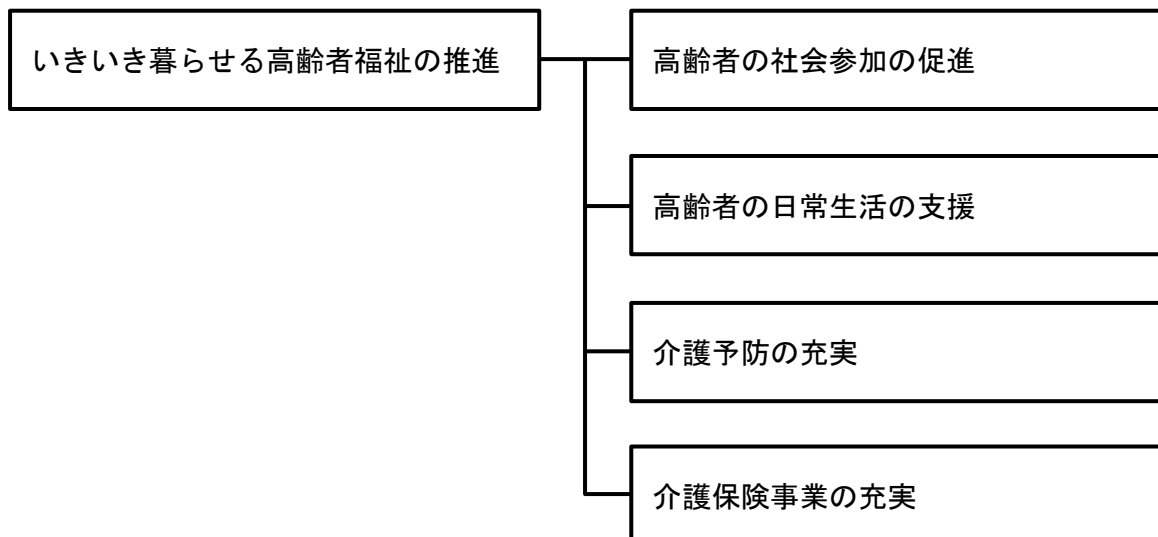
1 現状と課題

自立生活に不安のある一人暮らし、または高齢者のみの世帯が増加する中、介護予防の推進はもとより、介護や生活支援が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが求められています。

市の取組みとして、生きがいを持って、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう社会参加の機会の確保や介護予防教室の身近な場所での開催等を進めてきました。

今後、高齢化がさらに進み、要介護認定者*や認知症高齢者が増えることが予想される中、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や地域包括ケアシステム*を構築し、充実させていくことが求められます。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 高齢者の社会参加の促進

- ①生きがいを持って生活できるよう、地域の人たちとふれあえる「地域サロン」事業の拡充など、人との交流を図ります。
- ②社会参加を促進するため、文化・スポーツ活動や子どもたちとの世代間交流への支援等を行います。
- ③シルバー人材センター*への支援を行い、生きがいづくりや社会参加の機会の拡大を図ります。

(2) 高齢者の日常生活の支援

- ①生活に不安を抱える高齢者に対し、地域包括支援センター*による様々な支援をはじめ、地域の中での見守り活動を行います。
- ②自立した生活が送れるよう、家事援助等の生活支援サービスの充実を図ります。
- ③医療・介護・生活支援サービス等を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築し、充実を図ります。
- ④成年後見制度*の活用など、権利擁護体制の整備充実を図ります。
- ⑤高齢者虐待防止法に基づき、迅速かつ適切な保護と支援に努めます。

(3) 介護予防の充実

- ①なまらん体操による地域型介護予防教室を促進するとともに、運動機能の向上や認知症予防など、多様な介護予防事業を推進します。
- ②全市民が認知症に対して正しく理解できるよう、「認知症サポーター*」を養成するとともに、認知症対策を推進し、認知症の早期発見・支援と予防を図ります。
- ③高齢者自身が、介護保険施設や地域支援事業等の場でボランティア活動を行い、自身の介護予防へと繋げていく「介護支援ボランティア制度」を推進します。

(4) 介護保険事業の充実

- ①介護保険事業が円滑に運営され、要介護等認定を受けた方が必要なサービスを受けられるよう、基盤整備を図り、サービスの質の向上と量の確保に努めます。
- ②利用者が介護サービスを円滑に利用できるよう、情報を提供していきます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
65歳以上人口に対する要介護等認定者の割合	%	12.2 (H27)	15.1

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の健康管理に努めます。

第4節 みんなが支えあう障がい者（児） 福祉の推進

〔施策の目的〕

○障がい者が地域の中で地域の人々と安心して暮らせる社会をめざします。

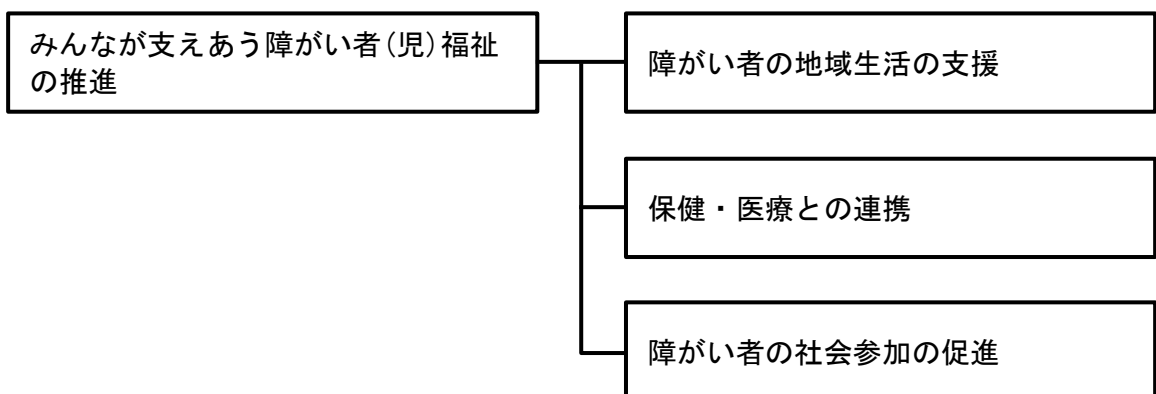
1 現状と課題

グループホーム*の整備促進、日中の居場所の整備など、これまで求められていたニーズに対する事業を展開してきましたが、まだ十分であるとは言えません。

また、障がい者の様々な相談に応じる「吉川市障がい者相談支援センター」は、相談支援の要として大きな役割を果たしており、さらに充実をさせていく必要があります。また、介護を要する方の日中の活動の場である生活介護については、定員枠の確保が課題となっています。

今後は、引き続きグループホームの整備を促進するとともに、障がい者の就労支援、利用人数が増加してきている生活介護事業の支援強化にも一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 障がい者の地域生活の支援

- ①障がいについての様々な相談に適切に対応できるように、相談支援体制の充実を図ります。
- ②障がい者が地域で安心して生活できるよう各種サービスの提供を推進するとともに、介護による家族負担が軽減できるよう、様々なニーズに対応できる在宅サービスの充実を努めます。
- ③障がい者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備を促進していきます。
- ④障害者差別解消法や障害者虐待防止法、権利擁護を推進します。

(2) 保健・医療との連携

- ①障がいの状態に応じて必要とする保健、医療及び福祉サービスが的確に利用できるよう、保健、医療等関係機関との連携を強化し、障がい者の健康や機能の維持・回復を図ります。
- ②身近な場所で健康相談が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。
- ③発育や発達に障がい疑われる子どもの早期の療育訓練、保護者に対する相談援助の充実を図ります。

(3) 障がい者の社会参加の促進

- ①障がい者が地域でいきいきと生活できるよう、外出支援やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を促進します。
- ②障がい者が適性と能力に応じて企業に採用され安定した雇用となるよう、障がい者就労支援センターの機能の充実を図り、雇用についての啓発活動、就業の場の確保に努めます。
- ③障がい者を支援する手話通訳者、ボランティア等の人材の育成に努めます。
- ④障がい者団体やボランティアの活動を支援し、連携を図ります。
- ⑤公共施設、道路、公共交通機関等のバリアフリー化*を推進するとともに移動に係る日常生活の利便性の向上に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
一般企業等に就職を希望し、実際に就労できた人数の割合	%	56.3 (H27)	70
地域移行支援*、地域定着支援*を受けた人数の合計	人	9 (H27)	20

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇障がいがある者もない者も互いに尊重し、共生する社会の実現に努めます。

第5節 生涯を通じた健康づくりの推進

〔施策の目的〕

○市民が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと生活することをめざします。

1 現状と課題

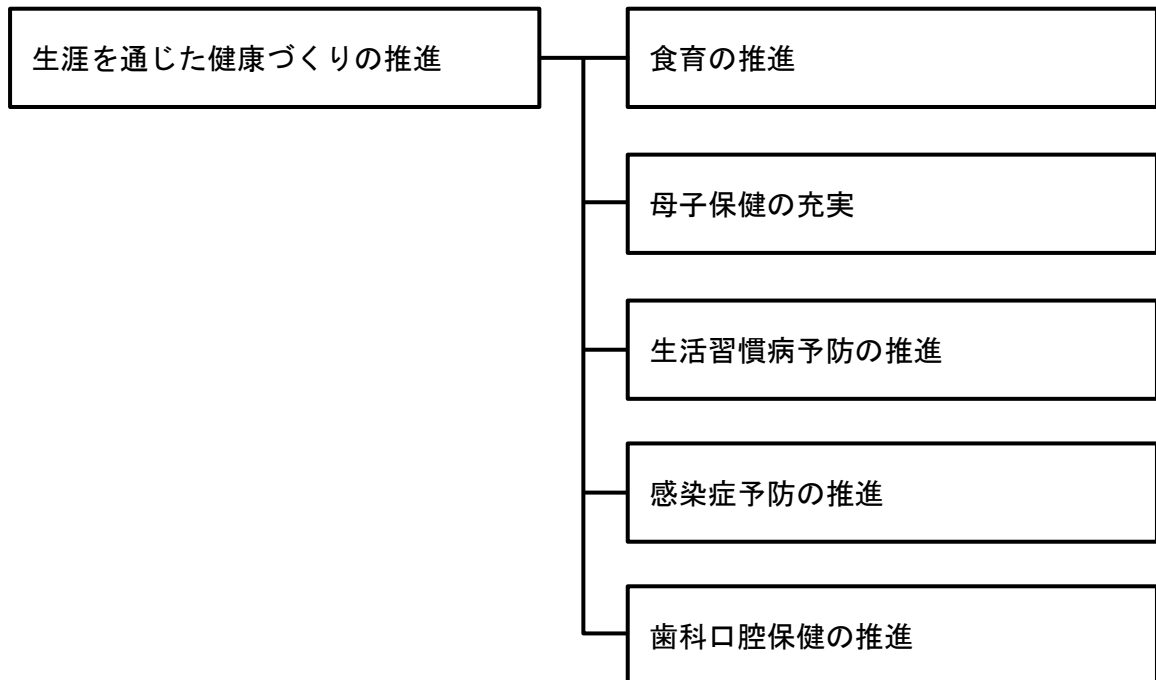
がん検診は、依然、受診率が低い状況にあることから、効果的な受診勧奨の実施により受診率の向上を図る必要があります。

また、生活習慣病予防のため、健康診査の受診率向上や効果的な保健指導の実施と合わせて、運動やバランスのとれた食生活の実践など市民自らの取組みを推進することが求められています。

歯や口腔内の健康は身体の健康にも影響を及ぼすことから、歯科口腔保健の推進も課題です。

母子保健については、正しい知識の普及を図るとともに、育児環境や子どもの状況に応じた様々な育児不安を解消するための支援が求められています。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 食育の推進

- ①吉川市食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで生涯にわたる食育の推進を図ります。また、食育の推進においては、「命をいただくことへの感謝」の心を育みます。
- ②正しい食生活ができるよう吉川版食事バランスガイド*の普及・啓発に努めます。

(2) 母子保健の充実

- ①適切な情報の提供による母子の健康管理について理解を促進します。
- ②母体の健康を守り、安心して出産を迎えるために、妊娠健康診査や保健指導の充実を図ります。
- ③乳幼児健診の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- ④乳児家庭全戸訪問など相談支援の充実を図り、子育ての不安解消に努めます。

(3) 生活習慣病予防の推進

- ①健康に関する正しい情報を周知します。
- ②食生活等の乱れによる肥満や生活習慣病予防の重要性を啓発します。
- ③生活習慣病予防健診や特定健診、がん検診の受診率向上を図ります。
- ④健診結果に対する保健指導の充実を図ります。
- ⑤自治会や関係団体等と連携し、出前講座を活用した健康学習の機会を増やすとともに、地域レベルの健康増進を図ります。
- ⑥健康・体力づくりポイント制度を実施します。
- ⑦市民の自主的な運動への取組み促進に努めます。

(4) 感染症予防の推進

- ①定期予防接種の接種率の向上を図り、感染症予防に努めます。
- ②任意予防接種の情報提供に努めます。
- ③新型インフルエンザなど新たな感染症に対する対策に取り組めます。

(5) 歯科口腔保健の推進

- ①むし歯や歯周病を予防し、8024 を推進するために、歯科健診や歯科保健指導の充実を図ります。
- ②生涯にわたって歯と口腔内の健康が保たれるよう吉川市歯科口腔保健推進計画に基づき、ライフステージに応じた取組みを推進します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
特定保健指導*実施率	%	47.5 (H27)	60

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇心身ともに健康に生活できるよう、自らの健康管理に努めます。

第6節 スポーツによる健康・体力づくり

〔施策の目的〕

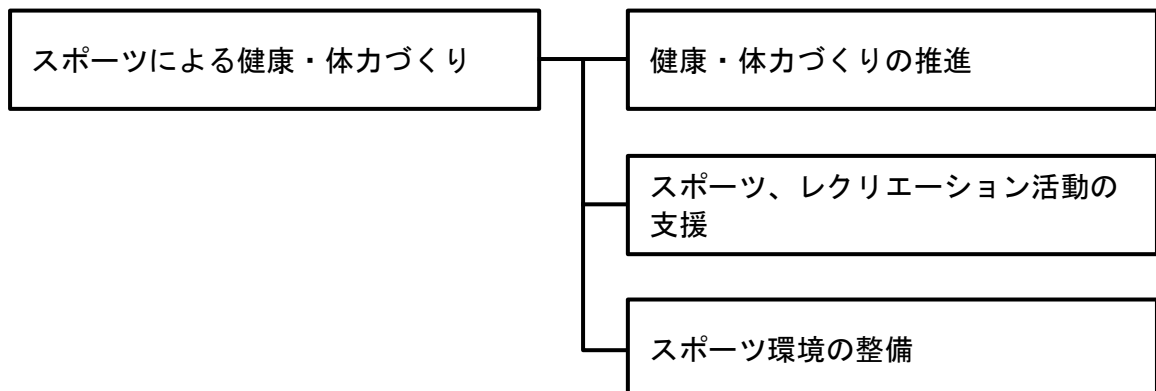
○市民が、心身の健全な発達と健康保持ができるよう、だれもがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。

1 現状と課題

多くの市民の健康保持のため、気軽にスポーツに親しめる機会を拡充し、スポーツ推進委員会を中心とした事業やライフスタイルの多様化に応じたスポーツ教室等の充実が必要となります。また、吉川市体育協会、吉川市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の団体が、自主的、主体的に運営が進められるよう活動を支援し、市民がスポーツに参加できる機会の拡大を図るとともに、次世代を担う新たな人材を育成する必要があります。

市民のスポーツ活動の拠点である総合体育館及び市民プールは、施設の経年劣化に対応した修繕を行い現在に至っています。今後、市民が安全快適に利用できるよう適正な維持管理と、プール施設の機械設備等の更新が必要となります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 健康・体力づくりの推進

- ①スポーツ推進委員、スポーツ団体等と連携して各種教室やスポーツ事業を実施します。
- ②健康の保持増進、体力づくり、生きがいづくり、仲間づくりにつながる各種スポーツ事業を推進します。
- ③運動する機会を持ってない人でも参加しやすい環境をつくります。
- ④週1回以上の運動の習慣づけを推進します。

(2) スポーツ、レクリエーション活動の支援

- ①スポーツ団体の育成や運営の支援を行い、組織の充実を図ります。
- ②総合型地域スポーツクラブの設立や運営を支援します。
- ③活動を担う人材の発掘や指導者を育成することで、スポーツリーダーバンク*の充実を図ります。

(3) スポーツ環境の整備

- ①体育施設、設備の維持管理に努めるとともに、公共施設、学校体育施設等を有効に利用できるよう管理運営に努めます。
- ②野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなど、スポーツを楽しめる活動場所の確保に努めます。
- ③スポーツ環境の整備については、民間活力を活用することも検討します。
- ④総合運動公園の整備に向けて研究します。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
20歳以上で、週1回以上運動やスポーツを行っている割合	%	49.3 (H28)	58.7
総合体育館（会議室、トレーニング室を除く）の稼働率	%	58.3 (H27)	62.9

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇自らの健康の保持増進を図るため、スポーツに対する関心及び理解を深め、スポーツ活動への参加に努めます。

第7節 地域医療体制の充実

〔施策の目的〕

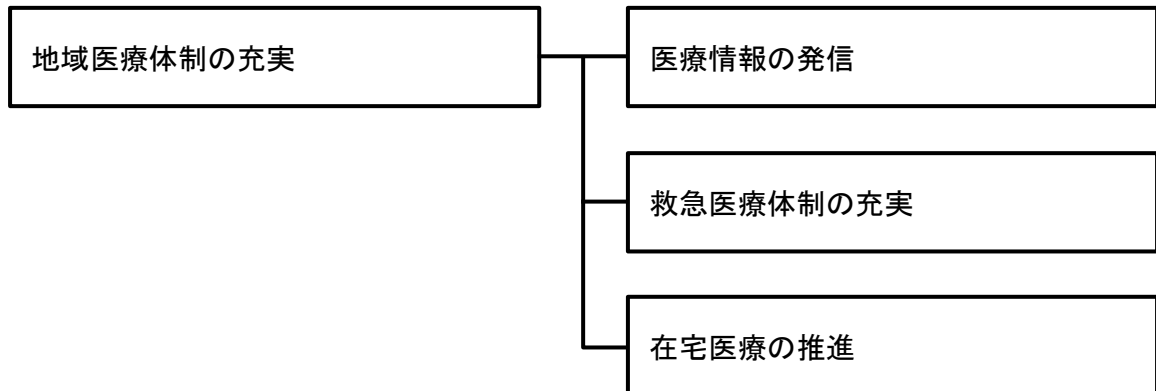
○だれもが適切な医療を受けられる環境の整備をめざします。

1 現状と課題

市民意識調査における「かかりつけ医*を持っている市民の割合」からは、地域に密着したかかりつけ医の重要性が理解されてきたと考えられます。

救急医療体制については、第一次救急医療である小児時間外は吉川松伏医師会の協力のもと、順調に運営されています。また、休日医療についても吉川中央総合病院により医療体制が確保され順調に運営されています。第二次救急医療では埼玉県東部南地区の6市1町による病院群輪番制病院の16病院と小児救急医療輪番制の6病院で順調に運営されています。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 医療情報の発信

- ①健康・医療に関する情報を適切に市民に提供します。
- ②医療機関の機能に応じた役割について、市民に情報提供します。

(2) 救急医療体制の充実

- ①夜間や休日の救急医療体制の情報を発信し、適切な受診方法の啓発を図ります。
- ②第二次救急医療体制の充実に努めます。

(3) 在宅医療の推進

- ①住み慣れた地域や家庭で医療や看護を受ける在宅医療の情報提供を図ります。
- ②かかりつけ医の普及を図ります。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合	%	56.5 (H28)	60

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

◇行政が発信する地域医療体制に係る情報を主体的に取り入れることに努めます。

第8節 健康保険・年金による社会保障

〔施策の目的〕

- 病気、怪我等への保険給付を適切に行うことにより、生活の安定と福祉の向上をめざします。
- 老後の生活を支える年金制度が安定的に維持されることをめざします。

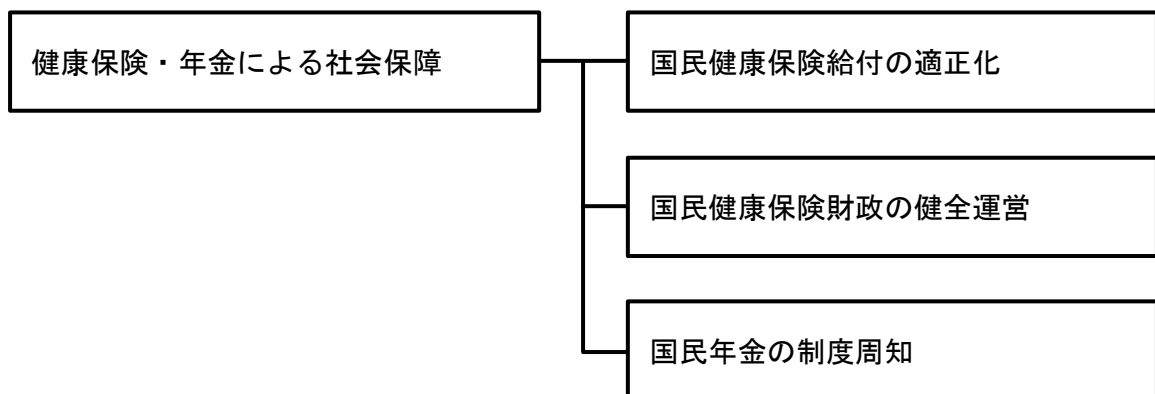
1 現状と課題

1 人当たりの医療費が埼玉県内市平均と比較し高いことから、病気の予防と早期発見のため、特定健康診査の受診率向上が課題となっています。

また、中長期的な医療費の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品*の利用促進に努める必要があります。

国民健康保険事業については、国の医療制度に基づいて実施しており、国保制度改革（広域化）への対応が必要になります。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 国民健康保険給付の適正化

- ①生活習慣病を予防し、医療費増加を抑制するため、特定健診の受診率や特定保健指導*の実施率の向上に努めます。
- ②医療費の適正化を図るため、医療費通知やレセプト点検*等の充実に努めます。

(2) 国民健康保険財政の健全運営

- ①国民健康保険の財政の安定化を図るため、公費負担の拡充等を国県に要望するとともに、国民健康保険税の適正賦課に努めます。
- ②国民健康保険の周知を図るとともに、きめ細やかな納税相談を実施し国民健康保険税の収納率向上に努めます。

(3) 国民年金の制度周知

- ①年金制度が正しく理解され、適切な手続きや加入の促進が図れるよう、広報活動に努めます。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
被保険者1人当たりの医療費	円	327,505 (H27)	433,068 以下

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇特定健診を受診するなど健康への関心を高め、自身の健康を維持増進することに努めます。
- ◇国民健康保険や年金制度に対する理解に努めます。

第9節 自立支援と生活保障

〔施策の目的〕

○生活を保障するとともに、経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を助長します。

1 現状と課題

ハローワークとの連携強化や就労支援員による支援活動を行うことにより、生活自立者の増加が図られました。しかし、就労意欲を失った方や長期間の引きこもりなどで社会から孤立した方など就労に結びつかないケースも多いため、引き続きハローワークとの連携を強化し、継続した就労支援に取り組んでいく必要があります。

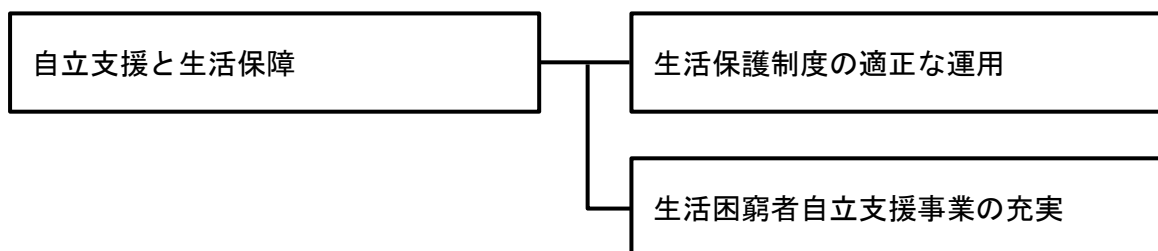
また、経済的な自立以外にも健康や日常生活をより良く保持する日常生活の自立や社会的なつながりを回復・維持する社会生活の自立など、要支援者の状況に応じた自立支援に取り組む必要があります。

現在、生活保護全体の費用のうち約5割が傷病により病院にかかる医療費（いわゆる「医療扶助」）であり、財政上の大きな負担となっている状況にあります。

そのため、生活保護受給者に対し生活習慣病予防検診の受診勧奨などを行い、健康増進を図るとともにジェネリック医薬品*の利用促進等の医療費抑制に取り組む必要があります。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら他の関係機関と連携して解決に向けた支援を行う必要があります。また、市が任意で行う事業では、経済的な理由で学習塾などに通えない生活困窮世帯の子どもを対象に継続的な学習の支援を行い、経済格差から生まれる教育格差の是正に取り組めます。

2 節の体系



3 施策小項目

(1) 生活保護制度の適正な運用

- ①生活保護制度の適正な運用に努め、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。
- ②生活保護受給者の自立を助長するため、支援・指導体制の強化を図ります。
- ③生活習慣病予防検診の受診勧奨など生活保護受給者の健康増進を図る取組みを行います。また、ジェネリック医薬品の利用勧奨など医療費抑制のための取組みを行います。

(2) 生活困窮者自立支援事業の充実

- ①生活困窮者一人ひとりの状況に応じて、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援します。
- ②就労支援や住居確保支援等により生活困窮者の自立を支援します。
- ③子どもの基礎学力の向上や進路相談など生活困窮世帯の子どもに必要な学習の支援を行います。

4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
生活保護受給者および生活困窮者のうち就労を契機に生活の自立を達成した人の割合	%	13 (H27)	18

関連する市民・地域等の取組み（市民・地域等にできること、役割、期待すること）

- ◇疾病の治療、回復及び健康保持に努めます。
- ◇生活の自立に向けた求職活動等に努めます。



< 中央子育て支援センター「ぴこの森」 >